

# あなたの街の 最低賃金

## はいくら!?

最低賃金とは、国が法に基づいて定める賃金の最低額です。

2018年  
10月1日から

### 神奈川県

## 地域別最低賃金は

# 983

時給  
円

午後10時～午前5時に  
勤務する場合  
深夜割増25%を加算

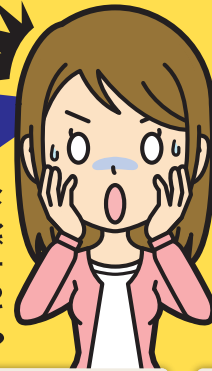
# 1,229

時給  
円

**深夜** **時間外** **休日** に働くと、

**割増賃金**が適用される場合があります。

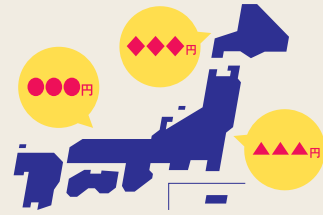
なんですって!?



それ、本当なの？



都道府県  
ごとに  
毎年見直し



## 下回ったら 法律違反!

会社には、最低賃金以上の賃金を支払う義務があります。この額を下回ると法律違反です。下回った場合、その差額を請求できます。

業種によっては  
より高い  
最低賃金が  
適用される  
場合も!

## 派遣先の最低賃金を適用



派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の最低賃金が適用されます。

## まずは裏面で チェック!

詳しくは  
ご相談を!



クラシノ  
ソコアゲ  
応援団!

RENGOキャンペーン  
一人ひとりが主役です。

おかしいな?と思ったら「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ



# 0120-154-052



日本労働組合総連合会神奈川県連合会(連合神奈川)  
<https://rengo.or.jp/>

連合神奈川

検索

# あなたの給料が 最低賃金を クリアしているか

# チェック!



STEP  
1

確認

## 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

**対象** 基本給 + 諸手当※  
※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

**対象でない** ・ボーナス ・残業代 ・精皆勤手当  
・通勤手当 ・家族手当 ・その他臨時の手当

STEP  
2

比較

## 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

**時給の人** 時給額 そのままでOK!

**日給の人** 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

**週給の人** 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

**月給の人** 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

**歩合給の人** 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください。

STEP  
3

相談

## 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

「最低賃金よりも低い!?」「おかしいな?」と思ったら  
「なんでも労働相談ダイヤル」へ!



 日本労働組合総連合会  
神奈川県連合会 (連合神奈川)



いこうよ れんごうに  
**0120-154-052**